計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産及び無形固定資産

有形固定資産及び無形固定資産について、定額法により減価償却費を計上している。

- (2) 引当金の計上基準
- ①賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

- ②退職給付引当金
 - 一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち、 法人の負担額に相当する金額を計上している。
- 2. 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- ①社会福祉施設職員等退職手当共済制度
 - 常勤職員について独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- ②民間退職共済制度
 - 一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度によっている。
- 3. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式) 当法人では、社会福祉事業のみを実施しているため、作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式) 当法人では、社会福祉事業は拠点が一つのため、作成していない。
- (4)公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式) 当法人では、公益事業区分を設けていないため作成していない。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式) 当法人では、収益事業区分を設けていないため作成していない。
- (6) やまびこ会拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (7) 拠点区分資金収支明細書(別紙3⑩)
 - ア 「松の実保育園」
 - イ 「本部」
- (8) 拠点区分事業活動明細書(別紙311) は省略している。
- 4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地 (基本)	92, 274, 600	0	0	92, 274, 600
建物(基本)	143, 646, 685	0	8, 136, 618	135, 510, 067
合 計	235, 921, 285	0	8, 136, 618	227, 784, 667

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

土地(基本財産)建物(基本財産)

92,274,600円

135,510,067円

卦

227,784,667円

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

設備資金借入金

62, 215, 000円

計

62,215,000円

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本)	176, 883, 000	41, 372, 933	135, 510, 067
建物	45, 397, 750	15, 546, 883	29, 850, 867
構築物	3, 538, 620	690, 815	2, 847, 805
器具及び備品	7, 511, 631	4, 573, 547	2, 938, 084
合計	233, 331, 001	62, 184, 178	171, 146, 823

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

10. 関連当事者との取引の内容

該当なし

11. 重要な偶発債務

該当なし

12. 重要な後発事象

該当なし

13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし